

特定事業主行動計画に係る取組の実施状況について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第 6 項の規定に基づき、特定事業主行動計画に係る取組の実施状況について、次のとおり公表します。

【数値目標の推移について】

施策の柱	指標	策定時 (R 1)	目標値 (R 7)	ありたい姿	実績				
					R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
働き方の見直し に向けた取組	① 職員 1 人当たりの年間時間外勤務時間数	122:20	100:00	80:00	144:45				
	② 職員 1 人当たりの年次休暇取得日数	9.2 日	12 日	14 日	10.5 日				
仕事と家庭生活との両立のための取組	③ 男性の配偶者出産休暇取得率	72.3%	90%	100%	83.6%				
	④ 男性の育児参加のための休暇取得率	32.5%	40%	100%	53.4%				
		⑤ 育児休業取得率	男性 3.6%	10%	30%	23.3%			
		女性 100%	100%	100%	100%				
能力・適性の発揮に向けた取組	⑥ 一般行政職※の課長補佐級以上に占める女性職員の割合	10.8%	12%	25%	13.8%				

※ 一般行政職：事務職、技術職、医療(2)及び医療(3)（医療(2)及び医療(3)は、市民病院勤務者を除く。）

【令和 3 年度の主な取組み】

- 臨時給付金、衆議院議員総選挙、ワクチン接種推進等の突発・変動的な業務への柔軟な職員配置の実施（通年対応）
- 不妊治療休暇の創設（令和 4 年 1 月施行）
- 年次有給休暇の取得促進通知の発出（令和 3 年 10 月）
- 春日井市職員の職場におけるハラスメント防止指針の改正（令和 3 年 12 月実施）
- 自己申告書の様式を見直し、昇任希望欄を設定（令和 3 年 10 月実施）
- 長時間労働者に対する産業医面談等、健康確保措置の実施（通年）